

# テレワークが社会にもたらす効果

中森康治 ● 社団法人日本テレワーク協会

## 女性や高齢者の就労促進、大都市圏への一極集中是正を促す 目標は2010年までに全就労者の2割をテレワーカーに

### テレワークがもたらす効果

携帯電話やブロードバンドインターネットの急速な普及を背景に、われわれの働き方に変化が生じている。とくにモバイル機器の業務利用を契機に、ITを活用して場所と時間にとらわれずに柔軟な働き方を行うテレワークは着実な広がりを見せている。

業務へのIT活用という点では大企業だけでなく、SOHO事業者においても同様である。テレワークとSOHOは混同されることもあるが、図1のような違いがある。このうち、テレワークがもたらす主な効果として、以下を挙げることができる。

個人：通勤負担の軽減。仕事と生活の両立を図る「ワークライフバランス」の向上

企業：優秀な人材を離職させないリテンション(引き留め)効果。知的生産性の向上。営業力強化。オフィスコスト削減

社会：大都市一極集中の緩和。地域の活性化。危機対応力の向上

このように、テレワークは個人や企業だけでなく社会全体にも大きな効果をもたらす。通勤時間の短縮によって大都市圏への一極集中が緩和されるだけでなく、育児や介護の家庭負担をかかえる労働者や通勤困難者の雇用などが可能になるからである。テレワークによって、女性やシニア、通勤困難者などの雇用が促進されることは、企業、個人、社会のいずれにとっても大きなメリットとなる。

しかしながら、わが国においては首都圏への一極集中と地方の過疎化問題が依然として深刻であり、近年は都心回帰の傾向さえみられる。都心3区(千代田区、中央区、港区)の再開発によりIT武装化が進んだ高機能ビルが相次いでオープンしたことから、企業によっては首都圏周辺に分散していたオフィスを集約する動きがある。

わが国のITインフラは過去数年の間に大きな進歩を遂げてはいるが、生活面におけるITの恩恵という面では実感に乏しいのが現実である。個々人の自律的な働き方を促進することにより、企業の知的生産性を高めると同時に、仕事と家庭生活の両立を図ることがますます重要になっている。このような中で、2003年には、「e-Japan戦略II」などにおいて、テレワークやSOHOの導入や実施を推進すると考えられる行政面での対応に進展がみられた。

### 「e-Japan戦略II」におけるテレワーク推進策

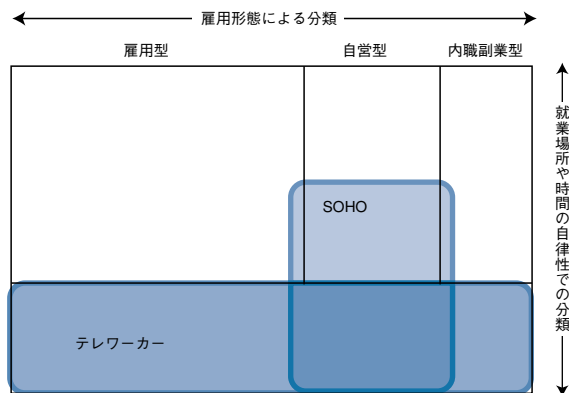
政府のIT戦略本部が2003年7月に発表したe-Japan戦略IIでは、ITの利活用によって「元気・安心・感動・便利」社会を目指すため、「医療」「食」「生活」「中小企業金融」「知」「就労・労働」「行政サービス」の7分野において、IT利活用の先導的取り組みを行うこととしている。このうち「就労・労働」の分野においては、国民がそれぞれの人生設計に対応した多様な就労形態を選択することにより、一人ひとりが、より創造的な能力を最大の能率で発揮しうる社会を実現するために、次のような目標が掲げられた。

- ・テレワーカーが就業者人口の2割(2010年まで)
- ・企業のテレワーク導入ガイドライン整備等の普及促進
- ・従来型の労働関連規制の継続的見直し、公務員のテレワークに関する制度の環境整備等

### 在宅勤務のガイドライン

在宅勤務の場合には、職場での勤務などは異なり、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混在せざるをえない働き方であることから、労働時間の管理や安全衛生面での管理に十

図1 テレワークとSOHOの関係



出所 日本テレワーク協会が作成

ITを活用して、場所と時間を柔軟に使った働き方がテレワークであり、テレワーカーには企業に勤務する雇用型のほか、自営や内職副業型が含まれる。一方、SOHOは、Small Office Home Officeの略であり、小規模オフィスや自宅オフィス、あるいはこれらを仕事場とする自営業者や個人起業家を指すが、雇用労働者や内職型労働者の一部まで含む広い意味で用いられることがある。

分な注意が必要である。ことに、時間管理の面では、従来、外回りの営業担当者などに主として適用されていた「みなし労働時間制」を在宅勤務においても適用できるかといった問題もあった。

そこで厚生労働省は、労働基準関係法令の適用関係などを整理し直し、在宅勤務が適切に導入実施されるための労務管理のあり方を明確にした「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定し、2004年3月に公表した。その中で、「みなし労働時間制」については一定の条件のもとで、在宅勤務にも適用できることが明確にされている。一方で、在宅勤務者に対する労働条件の明示や、安全衛生面での配慮義務など企業側に現行法規を遵守するように求めている。

### テレワークの効果に関する調査

テレワークは大都市圏への一極集中の是正や、地球環境への負荷の低減、女性・高齢者等の社会参画、地域経済の活性化などに有効な手段であることから、国土交通省はこれらテレワークがもたらす効果について定量的な効果測定の試みを行っている。これらの社会的効果についての試算結果の一部を次ページの資料に示す。

### 今後の展望

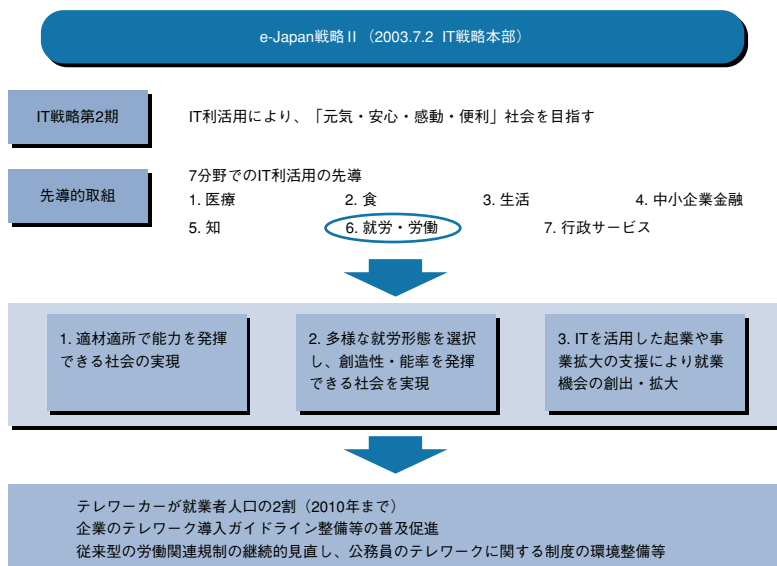
インターネットの普及により、企業は地球規模の大競争時代に直面している。社会的には予想を超えて急激に進行する

少子高齢化が深刻な問題となっている。このような中で企業は、知的生産性や創造性の向上を図るとともに、従来、十分に活用されてこなかった女性や高齢者、通勤困難者を積極活用する必要に迫られている。個人の側でも、自らの能力開発を積極的に行うことにより、エンプロイアビリティを高めるとともに、地域や社会へのつながりを増加させる努力が必要である。そこで、今後は、IT活用により、テレワークやSOHOのような多様な働き方や雇用形態が急速に拡大していくものと予想される。

「e-Japan戦略II」にて初めて示された2010年までに全就労者の2割というテレワーカー人口の数値目標は決して過大ではない。しかし、今後の大きな改善課題は、量的な面よりも、むしろ労働の質的な面にある。2002年時点のテレワークには「持ち帰り残業」がかなり含まれており、制度によらず上司の指示や自己裁量で行っている割合が多いことが指摘されている。その場合、期待した生産性向上が達成できないばかりか、情報セキュリティの確保や過重労働による安全衛生の危険が考えられる。

テレワークは企業や個人もさることながら、交通量の削減や地球環境負荷の低減などの社会的な効果が大きい。そこで、これらの効果を国民や企業経営者などに広く周知することで、テレワークを健全な形で普及促進させると同時に、行政面では労働法規でのいっそうの見直しや企業に対する適切な支援を行うことが望まれよう。

図2 e-Japan戦略IIにおけるテレワークの位置づけ

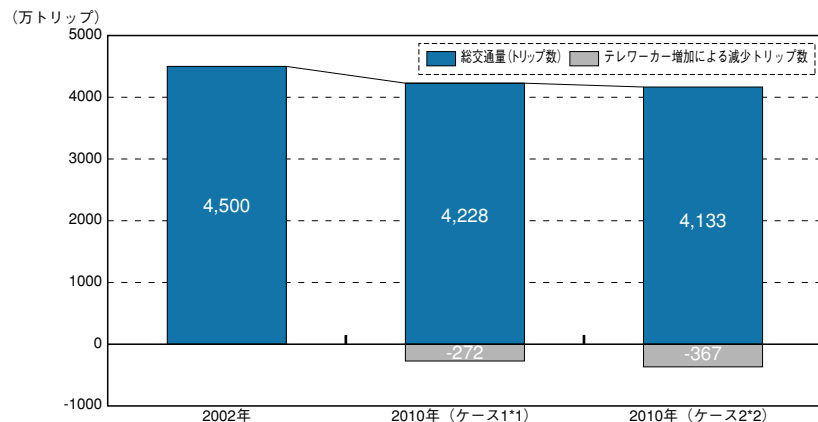


出所 政府IT戦略本部の発表資料をもとに社団法人テレワーク協会が作成

## テレワークが 社会にもたらす効果

### テレワーカーの増加によって通勤混雑などが緩和される

資料7-5-3 テレワークによる通勤量の削減効果（全国）



※1 在宅勤務の頻度およびモバイル勤務のうち、顧客先へ直行する割合を2002年と同一としたケース

※2 在宅勤務の頻度が2002年よりおおむね週1回増加し、モバイル勤務のうち、顧客先へ直行する割合が増大(20%→50%)としたケース

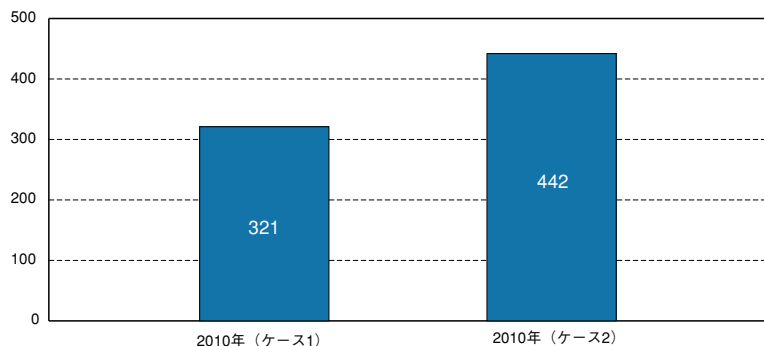
※3 ケース1、ケース2とも「自宅でテレワークを行う日には出勤しない人」の割合が2割(2002年)から6割(2010年)に増大すると仮定している

テレワーカーが増加することにより、通勤人口が削減され、また、業務に伴う移動も削減される。全国では1日に272～367万トリップが、また首都圏では1日に84～125万トリップの通勤や業務に伴う移動が削減され、通勤などの移動削減によって、朝夕の通勤の混雑が緩和される。

出所 国土交通省、社団法人日本テレワーク協会  
「テレワークの効果に関する調査の概要」2004年3月

### テレワークはCO<sub>2</sub>を削減し地球環境負荷を軽減する

資料7-5-4 通勤・業務移動の削減による2010年のCO<sub>2</sub>削減量



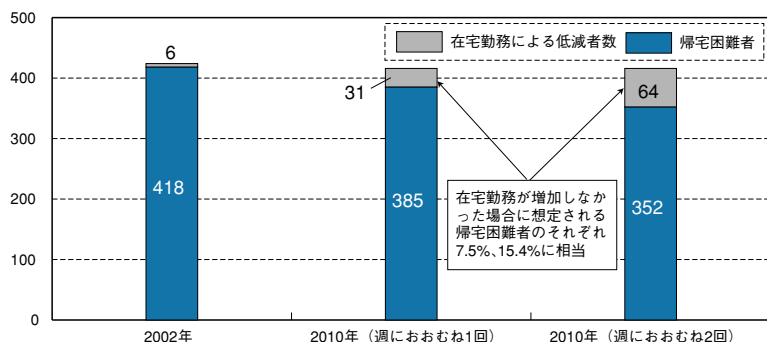
排出原単位については国立環境研究所のデータを利用。交通量の削減には、通勤交通と業務交通の両方を含む。ケース1とケース2は資料7-5-3に同じ。

通勤や業務に伴う移動が減少することによって、地球環境への負荷が軽減される。具体的には、テレワークの実施によって、321～442万トンのCO<sub>2</sub>の削減となる。これは、1998年の旅客部門排出量の16,361万トン（「温室効果ガス排出量分析評価ワーキンググループ報告書」、2001年3月）に対して、それぞれ2.0%、2.7%の削減となる。

出所 国土交通省、社団法人日本テレワーク協会  
「テレワークの効果に関する調査の概要」2004年3月

### テレワークは災害発生時の帰宅困難者を減らし、大都市の防災性を高める

資料7-5-5 首都圏におけるテレワークによる災害時の帰宅困難者の低減効果



在宅勤務により、大規模地震などの災害が発生した際の「帰宅困難者問題」や「出勤困難者問題」の軽減効果が期待される。首都圏で直下型地震が発生した場合は、最大で約418万人の帰宅困難者が発生すると予想されるが、2010年においては、在宅勤務者の増加により、約31～64万人が在宅勤務により帰宅困難な状態から逃れることができると想定される。

出所 国土交通省、社団法人日本テレワーク協会  
「テレワークの効果に関する調査の概要」2004年3月



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)